



つながる、支える。

～司法書士がお応えします～

高齢者・障害者のための

# 成年後見&相続 無料相談会

成年後見制度は、権利や財産を守る身近なしくみです。

知的障害の  
子どものことを  
考えると、私たち両親が  
亡くなった後が心配

離れて暮らしている  
認知症の親が  
悪徳商法などに  
だまされないか心配

遺産分割協議を  
したいのですが、  
相続人のひとりが  
認知症のようで心配

夫婦二人きりの  
生活で、互いの介護が  
必要になったときの  
預金管理などが心配

簡易訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力を有すると法務大臣が認定した司法書士は、簡易裁判所の事務管轄(140万円以下)の民事事件の法律相談や代理を行うことができます。

日時 **9月19日** (月祝・敬老の日) 10時～16時

会場面談相談と電話相談が選べます。【予約不要・相談無料】

面談会場 山形県司法書士会館 (山形市小白川町一丁目16番26号)

電話番号 023-664-2088 (当日のみ)